

## 特殊車両の指導・取締りを実施

9月9日(水)に菅里検測所(国道7号遊佐町菅里地内)において、酒田河川国道事務所、酒田警察署と合同で特殊車両の指導・取締りを行いました。トレーラーや建設機械など、大型車両の大きさや重さが一定の規格を超えていると、舗装や橋が早く傷んだり、他の通行への障害、重大事故の原因になったりします。このような規格を超える車両が道路を通行するためには、道路管理者から道路法に基づく特殊車両通行許可を取得し、一定の条件のもと通行しなければなりません。特殊車両の指導・取締りは、この通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うため定期的に実施しています。

車両の大きさや重さの計測、許可の有無、許可の内容どおりに運行しているかなどを調べます

長さ計測の様子



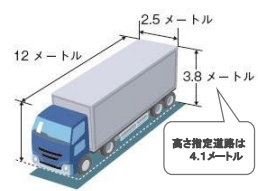
高さ計測の様子



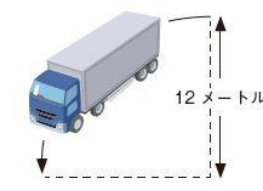
## 特殊車両とは??

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。このいずれかの最高限度を超える車両のことを「特殊車両」といいます。

### 車両の幅・長さ・高さ



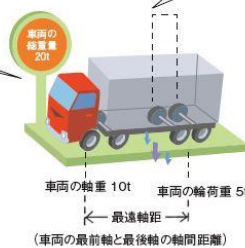
### 車両の最小回転半径



### 車両の総重量・軸重・隣接軸重および輪荷重

- 18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
- 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
- 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道および重さ指定道路は25.0t



今回は5台の特殊車両を調べました。お急ぎの所、ご協力いただきありがとうございました。



国道7号 酒田市・遊佐町、47号 酒田市・庄内町に関するお問い合わせは、国土交通省 酒田国道維持出張所 までお願いします。  
住所：酒田市豊里字南沼田ノ上11-3  
TEL：0234-34-2331  
ホームページURL：<http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>

令和2年9月18日 発行  
国土交通省東北地方整備局  
酒田河川国道事務所  
酒田国道維持出張所

